

# 一般社団法人石川県サッカー協会

## 定 款

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人石川県サッカー協会と称する。英文では、Ishikawa Football Association (略称：IFA) と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、石川県のサッカー界を統括し代表する団体として、石川県においてサッカーの普及と発展、競技力の向上に関する事業を行い、サッカーを通じて県民の豊かなスポーツ文化の振興及び心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) サッカーに係わる普及・指導・発展に関する事業
  - (2) サッカー選手の育成と競技力向上に関する事業
  - (3) サッカーに係わる競技会の開催及び運営に関する事業
  - (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、石川県において行うものとする。

### 第3章 会 員 及 び 社 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

- (3) 特別会員 この法人の運営・発展に功労のあった者又は有識者などで、理事会の推薦を経て社員総会に承認された個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

#### (入 会)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、所定の入会申請書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 特別会員となることを承認された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって特別会員となる。

#### (会費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、この法人が定める会費を支払わなければならない。

- 2 この法人の会費は、社員総会の議決をもって別に定める。
- 3 既納付の会費は、理由の如何を問わず、これを返還しない。
- 4 会員は、会員資格を喪失した場合でも、資格を喪失するまでの間に生じた会費の支払義務を免れない。

#### (退 会)

第8条 会員は、いつでも退会することができる。会員が退会しようとするときは、所定の退会申出書を会長に提出しなければならない。

#### (除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

#### (会員名簿)

第11条 この法人は、次の事項を記載した名簿を作成する。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 代表者の氏名及び住所
- (4) 連絡先
- (5) 会員の種別

2 会員は、前項の記載事項に変更が生じたときは、速やかに所定の変更届出書を会長に提出しなければならない。

## 第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 定款の変更
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2 定時社員総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するには、社員総会の日々の二週間前までに、社員に対してその通知を発しなければならない。

(議 長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を会長に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

(書面による議決権の行使)

第20条 社員総会の招集の決定において、理事会が法人法第38条第1項第3号に掲げる事項を定めた場合には、社員総会に出席しない社員は、書面によって議決権を行使することができる。

2 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、当該社員総会の招集通知に記載された期日までに当該議決権行使書面を会長に提出しなければならない。

3 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び当該社員総会において選任された議事録署名人は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

## 第5章 役員

(役員の種類及び員数)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上25名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事、5名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事を業務執行理事とする。
- 4 必要に応じて、副会長又は常務理事の中から、業務執行理事を置くことができる。

(親族等の制限)

第23条 理事のうち、理事のいずれか1名及びその配偶者又は3親等内の親族その他法令等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。

- 2 監事には、この法人の理事(親族その他特殊な関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 3 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって選定する。
- 3 業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長の指示を受けて、この法人の常務を掌理する。
- 5 常務理事は、この法人の常務を分担する。
- 6 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

#### (役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

#### (役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 名誉役員及び諮問役員

(名誉役員および諮問役員)

第30条 この法人に名誉役員および諮問役員を若干名置くことができる。

2 名誉役員および諮問役員に関する規程は、理事会の決議をもって別に定める。

## 第7章 理 事 会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するには、理事会の日の一週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該理事会において議長を選出する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(常務理事会)

第36条の2 理事会に付議すべき事項のうち、緊急の処理が求められる事項について審議する機関として、この法人に常務理事会を置く。

- 2 常務理事会に関する規程は、理事会の決議をもって別に定める。

## 第8章 専 門 委 員 会

(構 成)

第37条 この法人の事業遂行のために必要があるときは、理事会の決議に基づき、専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員会に関する規程は、理事会の決議をもって別に定める。

## 第9章 事 務 局

(構 成)

第38条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
- 3 事務局に職員を置き、会長が任免する。
- 4 事務局に関する規程は、理事会の決議をもって別に定める。

## 第10章 会 計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。



- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第43条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金)

第44条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第12章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は素谷富雄とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

[改 正]

2015年6月13日（2015年6月13日施行）